

令和7年度 企業立地優遇制度の手引き

■企業立地優遇制度

◇ 企業立地補助制度（製造業向け）	1
◇ 企業立地補助制度（県外企業の新規立地）	9
◇ 企業立地補助制度の手続き	11
◇ 融資制度	13
◇ 地域未来投資促進法に基づく支援制度	14
◇ 情報通信関連事業立地促進補助制度	15
◇ SOHO事業者等に対する補助制度	16
◇ 外資系企業等誘致事業補助制度	17
◇ 立地検討企業視察支援費補助制度(旅費助成)	18
■開発指定地域一覧	19
■ご相談・お問い合わせ	20

徳 島 縢

企業立地補助制度（製造業向け）

◆「雇用要件」「雇用奨励事業」における「新規地元雇用」については、P12をご参照ください。

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
LED関連産業 立地促進事業	企業がLED関連産業や電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等に係る工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数10人以上で、投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数20人以上で、投下固定資産額の総額30億円以上 <u>(新設に限る。)</u>	投下固定資産額の20%
環境・エネルギー 関連産業 立地促進事業	企業が蓄電池、太陽電池等 環境配慮型産業に係る工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、投下固定資産額の総額30億円以上 <u>(新設に限る。)</u>	投下固定資産額の20%
		新規地元雇用者数が30人以上で、投下固定資産額の総額100億円以上 <u>(新設に限る。)</u>	投下固定資産額の20%
		新規地元雇用者数が50人以上で、投下固定資産額の総額300億円以上 <u>(国の政策的な認定を受けた物質の製造等、特に重要と認められる環境・エネルギー関連産業に係る工場を新設する場合に限る。)</u>	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数が100人以上で、投下固定資産額の総額600億円以上 <u>(国の政策的な認定を受けた物質の製造等、特に重要と認められる環境・エネルギー関連産業に係る工場を新設する場合に限る。)</u>	投下固定資産額の10%
医療・介護・健康 関連産業 立地促進事業	企業が医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等医療・介護・健康関連産業に係る工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の15%

限度額	補助要件
5億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 「次世代LEDパレイ構想」に参画する企業等によるLED関連業種や、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等を生産する業種であること。
10億円	2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。
15億円	3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	
10億円	
15億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 蓄電池関連業種、太陽電池関連業種、次世代輸送用機器関連業種、環境対応新素材関連業種等の環境配慮型産業関連業種であること。
30億円	2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。
60億円	3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
100億円	
5億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等を生産する医療・介護・健康関連業種であること。
10億円	2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。
	3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
地域ブランド化 推進企業 立地促進事業	企業が機械金属、木材・木工、食品関連等、徳島県の特性を活かした業種の産業集積に資する工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
農工連携推進 企業立地促進 事業	企業が徳島県の農業の生産性向上や効率化に資する工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、投下固定資産額の総額10億円以上	投下固定資産額の10%
新分野進出 支援事業	企業が植物工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が10人以上で、投下固定資産額の総額5億円以上	投下固定資産額の10%
研究所等 立地促進事業	企業等が研究所及び開発・研究部門等を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が5人以上で、投下固定資産額の総額5,000万円以上(※)	投下固定資産額の20%
地方創生モデル 立地促進事業	企業が過疎地域において、地域資源を活用し、地域振興に資すると認められる工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が1人以上で、投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者が1人以上で、投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者が3人以上で、投下固定資産額の総額2億円以上	
蓄電池関連産業 サプライチェーン 強化事業	企業が蓄電池関連産業に係る工場を新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が1人以上で、投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の15% (※)
		新規地元雇用者が1人以上で、投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の20% (※)
		新規地元雇用者が3人以上で、投下固定資産額の総額2億円以上	

限度額	補助要件
5億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 機械金属関連業種、木材・木工関連業種、食品関連業種等、徳島県の特性を活かした業種の産業集積に資すると認められる企業等であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
10億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 高度な技術の開発又は利用により、徳島県の農業の生産性向上や効率化に資すると認められる企業等であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 高度な技術の開発又は利用により、徳島県の農業の生産性向上や効率化に資すると認められる企業等であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
2億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 植物工場(高度な環境制御を行うことにより、野菜等の周年・計画生産を行う栽培施設。ただし、製造業を営む者が事業主体であるものに限る。)であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 植物工場(高度な環境制御を行うことにより、野菜等の周年・計画生産を行う栽培施設。ただし、製造業を営む者が事業主体であるものに限る。)であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
10億円	新設又は増設しようとするLED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の研究所及び研究・開発部門等であること。 ※県外から移転・集約する場合は、移転する研究用機器等の固定資産評価額及び移転費等も投下する固定資産額に含めることができる。
500万円	過疎地域において新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
1,000万円	1 地域振興に寄与する工場であること。 2 用地取得(借上げを含む。)の日から3年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
1億円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
500万円	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
2,000万円(※)	1 「徳島バッテリーバレイ構想」に定める「蓄電池関連産業」であること。 2 用地取得(借上げを含む。)の日から3年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
1億円	※令和9年3月31日までの期間限定で上乗せ措置を実施。左記は、上乗せ措置後の補助率・限度額。

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
ベンチャー企業等 事業化促進事業	企業がベンチャー工場(事業所)を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上	投下固定資産額の20%
		新規地元雇用者が10人以上	
		新規地元雇用者が30人以上	
地域資源活用・ 誘客立地促進 事業	県外企業が、県内に工場(研究所)を新設 又は増設するとともに、徳島県の地域資源 を組み合わせた誘客施設を併設(新設)する 事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上で、 投下固定資産額の総額2,000万円以上 (※)	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者が5人以上で、 投下固定資産額の総額5,000万円以上 (※)	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者が10人以上で、 投下固定資産額の総額2億円以上 (※)	投下固定資産額の25%
生産拠点強化 促進事業	企業が感染症対策に不可欠となる医療品や 衛生材料など、健常的な生活を営むうえで 重要な製品の生産拠点化を図る既存工場の 生産供給体制を強化する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額2億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の15%
中小企業DX (デジタルトランス フォーメーション) 促進事業 期間限定	中小企業が行う県内既存工場等のDX導入 に伴う設備投資に要する経費	県内工場の常用労働者数を 奨励指定日と同数以上保ち、 投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の15%
本社機能移転 促進事業	県外企業が、県内に本社機能を移転する 事業に要する経費 本社機能とは、企業活動を統括し、 経営方針や事務管理の中核としての 意志決定機能(「調査・企画部門」、 「情報処理部門」、「研究開発部門」、 「国際事業部門」、「エンカル消費推進部門」、 「その他管理業務部門」のいずれかを有する 事務所又は研究所、若しくは研修所で あって重要な役割を担う事務所)のことを いう。	新規地元雇用者が3人以上で、 投下固定資産額の総額1,000万円以上 (※)	投下固定資産額の25%
		新規地元雇用者が5人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上 (※)	
		新規地元雇用者が10人以上で、 投下固定資産額の総額10億円以上 (※)	
本社機能拡充 支援事業	企業が、本社機能を拡充する事業に 要する経費 本社機能とは、企業活動を統括し、 経営方針や事務管理の中核としての 意志決定機能(「調査・企画部門」、 「情報処理部門」、「研究開発部門」、 「国際事業部門」、「エンカル消費推進部門」、 「その他管理業務部門」のいずれかを有する 事務所または研究所、もしくは研修所で あって重要な役割を担う事務所)のことを いう。	新規地元雇用者が3人以上で、 投下固定資産額の総額1,000万円以上 (※)	投下固定資産額の25%

限度額	補助要件
800万円 (増設の場合は2分の1)	新設又は増設しようとする工場等(借上げも含む)であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 徳島大学等県内高等教育機関等と共同研究している企業、起業家支援施設の入居企業又は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受けた企業で同事業の実施にあたって金融機関から融資を受けている企業の工場等であること。 2 新設の場合は、用地取得(借上げを含む。)の日から3年内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
1,400万円 (増設の場合は2分の1)	
2,000万円 (増設の場合は2分の1)	
500万円	県外企業(本社所在地が県外)が県内に新設又は増設しようとする工場若しくは研究所であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 徳島県の地域資源を組み合わせた誘客施設を併設すること。 2 併設する誘客施設を含めた工場又は研究所の敷地面積が9,000m ² 以上若しくは建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。
2,000万円	
1億円	※研究所にあっては、県外から移転・集約する場合は、移転する研究用機器等の固定資産評価額及び移設費等も投下する固定資産額に含めることができる。
5億円	既存工場の生産供給体制を強化しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 感染症対策に不可欠となる医療品や衛生材料など、健常な生活を営むうえで重要な製品の生産拠点化を図る工場であること。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。
10億円	
1億円	中小企業が行う県内既存工場等のDX導入に伴う設備投資であって、DX導入に係る事業計画において、事業開始前年度と事業完了年度の付加価値額を比較し、操業開始年度から事業計画完了年度までの間、年3%以上増加させることである。ただし事業計画期間は3~5年とする。 ※令和8年3月31までの間に奨励指定された者に限る
2,500万円	
1億円	県外企業(本社所在地が県外)が県内に本社機能を移転しようとする事業所等であって、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の事業所等であること。 ※研究所にあっては、県外から移転・集約する場合は、移設する研究所用機器等の固定資産評価額及び移設費等も投下する固定資産額に含めることができる。
10億円	
2,500万円	本社機能を拡充しようとする事業所等であって、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の事業所等であること。 ※研究所にあっては、県外から移転・集約する場合は、移設する研究所用機器等の固定資産評価額及び移設費等も投下する固定資産額に含めることができる。

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
地域未来投資促進事業	企業が「承認地域経済牽引事業」に要する経費	新規地元雇用が3人以上で、投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の5%
ニューファクトリー等導入促進事業	補助対象施設(公害防除施設、環境施設、地域開放型施設、インビテーション施設等)を設置する事業に要する経費 ただし、増設の場合は、既存の各々の施設以上の機能や面積等を備えた施設を設置する事業に要した経費	新規地元雇用者が10人以上で、(増設の場合においては5人以上) 投下固定資産額の総額1億円以上	当該施設の設置に要する経費の50%
DX(デジタルトランスフォーメーション)促進事業 期間限定	主となる事業に併せて企業が実施するDX導入に要する経費 (対象設備にソフトウェアを含む)	投下した固定資産に主となる事業の補助率を乗じて得た額以内	
事前復興型・企業防災減災支援事業	主となる事業の実施に併せて、常態化・激甚化する「大規模自然災害」に備えるために、企業BCPに基づき実施される津波・浸水への防災減災対策施設の整備に要する経費	津波・浸水への防災減災対策施設の整備に要する経費に限り、主となる事業の補助率に100分の10を上乗せした率を乗じて得た額以内	
雇用奨励事業	新規地元雇用者を雇用するために必要な賃金及び手当等の経費	新規地元雇用者1人につき40万円 ただし、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業に係る新設にあっては、新規地元雇用者1人につき70万円 また、60歳以上で当該企業の定年齢を上回る新規地元雇用者の場合は、1人につき20万円	

限度額	補助要件
2,500万円	新設又は増設しようとする工場であって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定による主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者であること。
各事業毎に5,000万円 ただし、同時に複数の事業を実施する場合にあっては、1工場当たりの交付限度額は1億円とする	新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 地域環境との調和、地域社会への貢献等に特に配慮した工場及び事業所建設及び増設を行うこと。 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 新設の場合は、用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
主となる事業の限度額	1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル工場、蓄電池関連産業、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、地域未来投資促進企業、本社機能移転事務所又は本社機能拡充事業所の奨励指定を受けようとする工場等(主となる事業)の新增設と併せて行うDX導入であること。 2 事業開始前年度と事業計画完了年度の付加価値額を比較し、操業開始年度から事業計画完了年度までの間、年3%以上増加させる事業計画(3~5年)であること。 ※令和8年3月31までの間に奨励指定された者に限る
主となる事業の限度額に、その限度額の100分の20を乗じたものを加えた額までとする。 ただし、この限度額は主となる事業の補助金と、本事業による防災減災対策施設に要する補助金の合計額とする。	1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル事業、蓄電池関連産業、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、企業BCPに基づく津波・浸水対策であること。 2 津波対策については、津波災害警戒区域内での施設であること。 3 浸水対策については、洪水浸水想定区域内での施設であること。
なし	LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル工場、蓄電池関連産業、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、本社機能移転事業所、本社機能拡充事業所又は地域未来投資促進企業の奨励指定を受けようとする事業所等であること。

企業立地補助制度（製造業向け）県外企業の新規立地

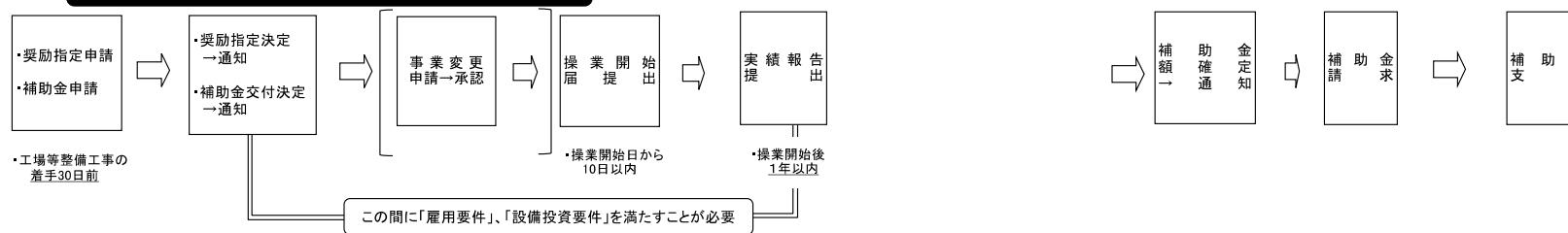
◆「雇用要件」「雇用奨励事業」における「新規地元雇用」については、P12をご参照ください。

◇ 補助率の上乗せや面積要件の緩和があります。(下記は上乗せ、緩和後の内容です。)

補助事業の種類	補助対象経費	補助率
LED関連産業 立地促進事業	企業がLED関連産業や電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具等に係る工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、 投下固定資産額の総額 3億円以上 投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数10人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上 投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数20人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上 投下固定資産額の25%
環境・エネルギー 関連産業 立地促進事業	企業が蓄電池、太陽電池等 環境配慮型産業に係る工場を 新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、 投下固定資産額の総額 3億円以上 投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上 投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上 投下固定資産額の25%
		新規地元雇用者数が30人以上で、 投下固定資産額の総額100億円以上 投下固定資産額の25%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額300億円以上 (国の政策的な認定を受けた物質の 製造等、特に重要と認められる環 境・エネルギー関連産業に係る工場 を新設する場合に限る。) 投下固定資産額の20%
		新規地元雇用者数が100人以上で、 投下固定資産額の総額600億円以上 (国の政策的な認定を受けた物質の 製造等、特に重要と認められる環 境・エネルギー関連産業に係る工場 を新設する場合に限る。) 投下固定資産額の15%
医療・介護・健康 関連産業 立地促進事業	企業が医薬品、医療機器、介護用品、 機能性健康食品等医療・介護・ 健康関連産業に係る工場を 新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が5人以上で、 投下固定資産額の総額 3億円以上 投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上 投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上 投下固定資産額の20%
地域ブランド化 推進企業 立地促進事業 一部に限定	企業が自動車、航空機、船舶、鐵道車輛等、 地元企業への発注が多く、経済波及効果の 大きい工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上 投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上 投下固定資産額の15%
雇用奨励事業	新規地元雇用者を雇用するために 必要な賃金及び手当等の経費	新規地元雇用者1人につき40万円 ただし、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業に係る 新設にあっては、新規地元雇用者1人につき70万円 また、60歳以上で当該企業の定年齢を上回る 新規地元雇用者の場合は、1人につき20万円

限度額	補助要件
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 「次世代LEDパレイ構想」に参画する企業等によるLED関連業種や、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等の生産を行う業種であること。 2 工場の敷地面積が1,000m ² 以上であること。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
10億円	
15億円	
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
10億円	
15億円	
30億円	1 蓄電池関連業種、太陽電池関連業種、次世代輸送用機器関連業種、環境対応新素材関連業種等の環境配慮型産業関連業種であること。 2 工場の敷地面積が1,000m ² 以上であること。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
60億円	
100億円	
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
10億円	1 医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等を生産する医療・介護・健康関連業種であること。 2 工場の敷地面積が1,000m ² 以上であること。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。
10億円	1 自動車、航空機、船舶、鐵道車輛等の製造工場であること。(部分品製造工場、修理工場は除く。) 2 工場の敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域工業導入促進法に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000m ² 及び1,500m ² とする。 3 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
なし	LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、地域ブランド化推進企業の奨励指定を受けようとする工場であること。

企業立地補助制度の手続き



留意事項

- 1 製造業を営むための工場にあっては、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、地方創生モデル工場、蓄電池関連産業、ベンチャーエンジニアリング、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場、地域未来投資促進企業の指定区分のいずれか一つを指定するものとする。
- 2 研究を行う事業所にあっては、研究所、ベンチャーエンジニアリング、地域資源活用・誘客立地促進企業、中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場、本社機能移転事業所、本社機能拡充事業所の指定区分のいずれか一つを指定するものとする。
- 3 上記1、2の場合以外は、複数の指定区分を同時に指定できるものとする(中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場は除く)。

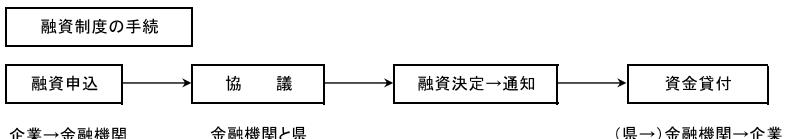
留意事項

- 4 上記1、2に掲げた補助事業とニューファクトリー等導入促進事業、DX(デジタルトランスフォーメーション)促進事業を併せて受ける場合にあっても、補助金の合計額は上記1、2に掲げた補助事業の限度額とする。
- 5 「雇用要件」「雇用奨励事業」における「新規地元雇用」とは、奨励指定工場(事業所)として適当であると知事が決定した日から実績報告までの期間に、採用日の前日に県内に住所を有していた者を当該奨励指定工場等の常用労働者として新たに雇用し、県内雇用者的人数の増加につながるものという。(奨励指定日以降の住民票の異動(県外から県内へ)を伴う転勤者(常用労働者)を含む。)
ただし、当該期間中に異動、退職等により、当該奨励指定工場及び県内の他の工場等において常用労働者が減少した場合には、当該減少分を控除したものを新規地元雇用の数とする。
- 6 補助事業の実施に際し、金融機関の融資を受け、担保設定する場合は、別途手続が必要である。

融資制度の概要

企業が徳島県内に工場を設置する場合において、次に掲げる要件に該当するときには、当該企業は金融機関を通じて融資を受けることができます。(ただし、金融機関の審査があります。)

名称	制度の内容	融資条件				融資の要件
		利率	償還期限	据置期間	融資額	
企業立地資金貸付金	工場等の新增設に要する設備資金(建物建設費、機械設備費等)に対して融資を受けることができます。	年1.95%以内	10年	2年	1工場につき5億円以内 (ベンチャーエンジニアリング事業所について は2億円以内) ただし、工場等の新増設に要する設備資金の4/5以内	○ 「LED関連産業」「環境・エネルギー関連産業」「医療・介護・健康関連産業」「地域ブランド化推進企業」「農工連携推進企業」「新分野進出支援企業」「研究所」「地方創生モデル工場」「蓄電池関連産業」「ベンチャーエンジニアリング事業所」「地域資源活用・誘客立地促進企業」「生産拠点強化促進工場」「中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場」「本社機能移転事業所」「本社機能拡充事業所」「地域未来投資促進企業」「ニューファクトリーエンジニアリング」「DX(デジタルトランスフォーメーション)工場」「事前復興型:企業防災減災支援施設」 の奨励指定を受けた者
工業用水使用合理化設備資金貸付金	工場における水使用の合理化を図るための設備の新増設に要する設備資金及び工業用水道設備の耐震化に必要な設備資金に対する融資を受けることができます。 (ただし、用地取得費を除く)	年1.95%以内	10年	2年	1工場につき3億円以内 ただし、工場等の新増設に要する設備資金の4/5以内	○ 製造業を営む事業者であること。



地域未来投資促進法に基づく支援制度

<地域未来投資促進法とは>

地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する事業者を支援します。

<徳島県の基本計画>

促進区域 徳島県全域

計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

要件1 下記のいずれかの事業分野であること

- ① LED関連産業等の電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 医療関連産業等の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 機械器具及び金属製品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ パルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 食料品や木材木工、繊維など本県の特性を活かした産業集積を活用した成長ものづくり分野

要件2 高い付加価値を創出する事業計画であること

付加価値増加分が「4,342万円超」

要件3 いずれかの経済的効果が見込まれる事業計画であること

取引額：4.5%増加 雇用者数：1.5%増加
売上げ：4.5%増加 雇用者給与等支給額：3%増加

<主な支援措置>

■ 国税（法人税または所得税）の課税の特例

国が定める要件を満たし「国の確認」を得た設備投資の法人税または所得税の軽減（税額控除もしくは特別償却による）。

※ 前年度の減価償却費の25%以上、かつ1億円以上の設備投資が対象です。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
機械装置・器具備品（*）	50%	5~6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

* 国が定める「上乗せ要件」を満たす場合

■ 県税（不動産取得税）の課税免除

□ 対象施設

土地・家屋（例：工場）・構築物の取得価額の合計額が1億円を超えるもの

□ 不動産取得税 土地・家屋など不動産の取得に対して課税される県税

税額（土地）：不動産の価格（課税標準額※）×税率（3%）

税額（家屋）：不動産の価格（課税標準額）×税率（4%）

※ 宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合は、「不動産の価格×1/2」が課税標準額になります。

■ 地方税（固定資産税）の課税の特例

特例の有無や要件については、各市町村の税務関連部署にお問い合わせください。

「課税の特例」による支援措置を活用するためには、基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し「県の承認」を得るとともに、事業の先進性等について「国の確認」を得る必要があります。

県の承認は「事業着手前」に受ける必要があります。事業が要件に適合するかなどについて、事前にヒアリングを実施いたしますので、申請を検討している場合は企業支援課新産業立地室までご連絡ください。

情報通信関連事業立地促進補助制度の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補 助 要 件
コールセンター（※3） データセンター ソリューションセンター 事務処理センター クラウドサービス 事業	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用（※4）される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であることが見込まれること。
デジタルコンテンツ事業	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること。
Society5.0関連技術研究開発事業（※5）	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上（過疎地域にあっては3人以上）であることが見込まれること。

※1 3年以上の事業活動実績がある事業者に限る。

※2 事業所の開設に係る本県の他の補助金（補助対象経費が重複するものに限る）を受けている事業所を除く。

※3 コールセンターは、「インバウンド事業」を対象とする。

※4 「新規地元雇用」とは、採用日の前日に県内に住所を有していた者を、指定事業所の常用労働者として、奨励指定日以降に新たに雇用し、指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものと定める。（奨励指定日以降の住民票の異動（県外から県内へ）を伴う転勤者（常用労働者）を含む。）

※5 「Society5.0 関連技術研究開発事業」とは、Society5.0 関連技術（AI、5G、RPA、IoT、ロボット）を活用したソフトウェア、製品、サービスの研究開発を行う事業をいう。

■支援の内容

補助対象経費	補 助 内 容
新規地元雇用者に対する助成 ※初年度は、新規地元雇用者数を補助 ※次年度以降は、純増分を補助	① 補 助 金 ・期間の定めのない労働者 1名につき70万円 (Society5.0関連技術研究開発事業は、100万円) (デジタルコンテンツ事業は、50万円) ・契約社員又はパート社員 1名につき40万円 (デジタルコンテンツ事業は、30万円) ② 適用期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
専用通信回線使用料	① 補 助 率：1／2 （限度額2,000万円／年） (デジタルコンテンツ事業は、限度額1,000万円／年) ② 適用期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
事業所賃借料	① 補 助 率：1／2 （限度額2,000万円／年） (デジタルコンテンツ事業は、限度額1,000万円／年) ② 適用期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
事務所機器等のリース料 ※5年以上の契約機器等が対象	① 補 助 率：1／2 （限度額1,000万円） (デジタルコンテンツ事業は、限度額500万円) ② 適用期間：操業開始又は本社機能移転から1年間
投下固定資産 ※土地を除く投下固定資産が対象	① 補 助 率：1／5 （限度額2,000万円） (デジタルコンテンツ事業は、限度額1,000万円) ② 適用期間：奨励指定日以降で、操業開始から1年以内の整備に適用
新規地元雇用者の研修に要する費用 ※採用後6か月に満たない新規地元雇用者を、徳島県内で研修する場合が対象（県外からの講師旅費等）	① 補 助 率：・委託研修：1人10万円を限度に所要額の1／2 (デジタルコンテンツ事業は、5万円を限度に所要額の1／2) ・企業内研修：1人5万円を限度に所要額の1／2 (デジタルコンテンツ事業は、3万円を限度に所要額の1／2) (限度額1,000万円／年) ② 適用期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
県内高等教育機関との共同研究に要する費用 (Society5.0関連技術研究開発事業のみ)	① 補 助 率：1／2 （限度額100万円／年） ② 適用期間：操業開始から5年間

※6 デジタルコンテンツ事業において、操業開始から5年以内に新規地元雇用者が10名を超えた場合は、超えた年度から、括弧書きを適用しない（=他の情報通信関連事業（コールセンター等）と同じ補助金の額を適用。）

■本社機能移転事業

上記対象事業（コールセンター事業、デジタルコンテンツ事業等）の奨励指定を受けようとする企業又は既に指定を受けた企業が本社機能を移転しようとする事業所であって、本社機能移転事業の補助要件を満たした場合、雇用に関する補助対象経費が追加されます。

SOHO事業者等に対する補助制度の概要

■対象事業、補助要件【令和5年4月1日から令和9年3月31日まで補助要件の緩和を実施中（下線部）】

事業の内容	補 助 要 件
事業所開設	1 指定申請時に県外でクリエイティブ事業・SOHO事業・DX事業・GX事業を営んでいた事業者であり、3年以上の事業活動実績があること。 2 法人事業者の場合は、県内過疎市町村において常駐し、従前の事業活動を継続して5年以上行うこと。 3 個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。 4 個人事業者においては、県内過疎市町村に移住（住民票の異動が伴う）し、継続して5年以上在住するとともに、従前の事業活動を行うこと。 5 事業所開設に係る本県の他の補助金（補助対象経費が重複するものに限る）を受けていないこと。
本社機能移転 本社機能拡充 (県外→県内) に 限る	1 指定申請時に県外でクリエイティブ事業・SOHO事業・DX事業・GX事業を営んでいた法人事業者であり、3年以上の事業活動実績があること。 2 県内にクリエイティブ事業・SOHO事業・DX事業・GX事業を営む事業所を有していること。ただし、本社機能の移転と同時に、県内にクリエイティブ事業・SOHO事業・DX事業・GX事業を営む事業所を新設する場合は、この限りではない。 3 県内過疎市町村において常駐し、従前の事業活動を継続して5年以上行うこと。 4 本社機能移転又は拡充に係る本県の他の補助金（補助対象経費が重複するものに限る）を受けていないこと。

◇ 上記指定要件において、次のいずれかに該当する場合は、「県内過疎市町村」を「県内市町村」に読み替える。

- (1) 徳島版「地方創生特区」の指定（補助要綱の目的に合致した事業に限る。）を受けた市町村に開設する事業所
- (2) クリエイティブ事業・DX事業・GX事業の事業所
- (3) SOHO事業の事業所（ただし、過疎市町村以外の場合、「新規地元雇用者増に対する助成」は適用対象外）

■支援の内容【令和5年4月1日から令和9年3月31日まで補助内容の拡充を実施中（下線部）】

補助対象経費	補 助 内 容	適用期間
各種事務機器及び 通信回線使用料 ※購入した事務機器は対象外。	補助率：1／2 限度額：200万円／年 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は1,000万円／年	操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内
事業所賃借料	補助率：1／2 限度額：200万円／年 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は1,000万円／年	操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内
新規地元雇用（※1）者増 に対する助成 ※操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内に新規地元雇用者を3名以上雇用すること。	補助金 ・期間の定めのない労働者 1人につき30万円 ・契約社員又はパート社員 1人につき15万円 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は、 ・期間の定めのない労働者 1人につき50万円 ・契約社員又はパート社員 1人につき30万円	操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内

※1 「新規地元雇用」とは、採用日の前日に県内に住所を有していた者を、指定事業所の常用労働者として、奨励指定日以降に新たに雇用し、指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものと定める。（奨励指定日以降の住民票の異動（県外から県内へ）を伴う転勤者（常用労働者）を含む。）

● クリエイティブ事業の例

- ・Web制作、デジタルコンテンツ制作関連
- ・システム開発、プログラミング関連
- ・CG、ゲーム、ソフト制作関連
- ・デザイン、写真、イラスト制作関連
- ・音楽、アート関連

● DX事業の例

- DXに資する高度な技術を活用した
ソフトウェア、製品、サービスの研究開発

● SOHO事業の例

- 各種インターネットサービスを活用した
・マーケティング関連
- ・コンサルティング関連
- ・教育関連
- ・医療、福祉、健康関連

● GX事業の例

- GXに資する高度な技術を活用した
ソフトウェア、製品、サービスの研究開発

外資系企業等誘致事業補助制度の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補 助 要 件
事業所開設	1 外資系企業等が本県に新設しようとする事業所であること 2 職員が常駐し、事業活動を継続して5年以上行うこと 3 事業所の開設に係る本県の他の補助金を受けていないこと 4 本県の産業振興に資する事業活動を行うものであること

※ 外資系企業等

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する外国会社又は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条に規定する外国投資家が出資金額の3分の1超を出資した会社をいう。

■支援の内容

補助対象経費	補 助 内 容	適用期間
各種事務機器及び通信回線使用料	補助率：1／2 限度額：1,000万円／年	操業開始から3年以内
事業所等不動産資産の賃借料	補助率：1／2 限度額：1,000万円／年	操業開始から3年以内
雇用者増に対する助成	補助金 ・期間の定めのない従業員 1名につき50万円	操業開始から3年以内
※雇用者 新規地元雇用者又は住民票の移動（県外→県内）を伴う転勤者	・週30時間以上勤務の契約社員又はパート社員 1名につき30万円	

※新規地元雇用

採用日の前日に県内に住所を有していた者を、指定事業所の常用労働者として、新たに雇用し、指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものとします。

立地検討企業視察支援費補助制度（旅費助成）の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補 助 要 件
立地候補地として県を視察（※1）	1 県が設ける企業立地補助制度の対象で、当該補助制度を活用して立地を検討していること（視察時点で奨励指定申請を行っている場合は除く） 2 所在地が県外で、県内に事業所を有していないこと 3 3年以上の事業活動実績があること 4 国、県、市町村等から同種の補助金等の交付を受けていないこと

※1 同一年度内における補助金の交付は、1事業者につき2回までとします。

■支援の内容

補助対象経費	補 助 内 容
県の視察に要した、補助事業者が負担する、従業員及び役員の交通費及び宿泊費 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助率：10／10 限度額：1人につき5万円（1事業者につき2人まで） ※補助金額は千円未満の端数切り捨て。
備 考	1 交通費については、従業員及び役員の出発地から県までの往復及び県内の移動に要した、公共交通機関（タクシーを含む。）及びレンタカー（給油代を除く。）を利用した実費に限る。 2 宿泊費については、夕食代は補助対象経費から除く。

■補助金交付の流れ

- ① 観察計画書の提出【事業者→徳島県】※2
- ② 観察計画の承認【徳島県→事業者】
- ③ 観察の実施
- ④ 交付申請書等の提出【事業者→徳島県】
- ⑤ 補助金の交付決定等【徳島県→事業者】
- ⑥ 請求書の提出【事業者→徳島県】
- ⑦ 補助金のお支払い【徳島県→事業者】

※2 観察計画書は、観察開始日の10日前までに提出が必要です。

※2 観察の行程には、県と立地に関する情報交換の機会を必ず設けていただきます。
(日程は事前に県にご相談ください。)

開発指定地域一覧

市町村名	指定区分	過疎地域
徳島市		
鳴門市		
小松島市		
阿南市	旧阿南市	
	旧那賀川町	
	旧羽ノ浦町	
吉野川市	旧鴨島町	
	旧川島町	
	旧山川町	○
	旧美郷村	○
阿波市	旧吉野町	
	旧土成町	☆
	旧市場町	○
	旧阿波町	
美馬市	旧脇町	○
	旧美馬町	○
	旧穴吹町	○
	旧木屋平村	○
三好市	旧三野町	○
	旧池田町	○
	旧山城町	○
	旧井川町	○
	旧東祖谷山村	○
	旧西祖谷山村	○
勝浦町		○
上勝町		○
佐那河内村		○
石井町		
神山町		○

☆ 準過疎地域

ご相談・お問い合わせ

市町村名	指定区分	過疎地域
那賀町	旧鷺敷町	○
	旧相生町	○
	旧上那賀町	○
	旧木沢村	○
	旧木頭村	○
牟岐町		○
美波町	旧由岐町	○
	旧日和佐町	○
海陽町	旧海南町	○
	旧海部町	○
	旧宍喰町	○
松茂町		
北島町		
藍住町		
板野町		
上板町		
つるぎ町	旧半田町	○
	旧貞光町	○
	旧一宇村	○
東みよし町	旧三好町	○
	旧三加茂町	☆

○ 徳島県経済産業部企業支援課新産業立地室

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL(088) 621-2326 FAX(088) 621-2853

○ 徳島県東京本部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号都道府県会館14階

TEL(03) 5212-9022 FAX(03) 5212-9023

○ 徳島県東海本部

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1中日ビル5階

TEL(052) 262-4677 FAX(052) 262-4678

○ 徳島県関西本部

〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目9番10号徳島ビル4階

TEL(06) 6251-3273 FAX(06) 6251-3380

徳島県企業誘致ガイド(HP)

○ ホームページで最新情報がご覧いただけます

<http://www.pref.tokushima.jp/promoting/>



※掲載している情報は令和7年4月時点のものです。